

## 返戻金制度

被採用者が自己都合により入社後 6 ヶ月未満に甲を退職した場合、乙は退社時期に応じて、受領した人材紹介手数料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。

| 退社時期        | 返還する人材紹介手数料 |
|-------------|-------------|
| 入社から 3 ヶ月未満 | 5 0 %       |
| 入社から 6 ヶ月未満 | 1 0 %       |

なお、被採用者が自己都合、懲戒解雇又は諭旨退職以外の理由で退職した場合は、上記の報酬返還は適用されない。また、名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職又は本人の死亡等においても適用されない。